

災害時における飲料水の供給に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と信越ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、飲料水を迅速かつ円滑に被災地に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が飲料水を必要とするときには、甲は乙に対して調達が可能な飲料水の供給について協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙が甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、第5条の規定により設置した緊急時飲料提供自動販売機内の飲料を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、甲が必要とする数量の飲料水を優先的に供給するものとし、その対価は災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（緊急時飲料提供自動販売機の設置、撤去及び増設）

第5条 乙は緊急時飲料提供自動販売機を甲の指定する場所に設置するものとする。なお、設置にあたっては自動販売機の転倒防止等安全に十分注意するものとする。

- 2 緊急時飲料提供自動販売機の撤去及び増設については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請手続等）

第6条 第4条第1項第2号に係る甲の乙に対する要請手続は、数量や引渡場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は飲料水の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 飲料水の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して、確認のうえ引き取るものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。
- 3 甲は、乙が前項の規定により飲料水の運搬を行うときは、乙が使用する車輛を優先車輛として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の支払い)

第8条 飲料水の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 1月26日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上田市長 母袋 創一 印

長野県長野市真島町真島1388番地

乙 信越ペプシコーラ販売株式会社

代表取締役社長 山根 茂 印